

議案第95号

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年小松島市条例第37号)の一部を別紙のように改正する。

令和2年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないことができる」を「適用しないこととすることができる」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（2） 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第23条第2項中「終了」を「修了」に改める。

第29条第3項中「又は」を「，」に改め、「看護師」の次に「又は准看護師」を加える。

第31条第3項中「又は」を「，」に改め、「看護師」の次に「又は准看護師」を加える。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病，疲労その他の身体上，精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第3項中「又は」を「，」に改め、「看護師」の次に「又は准看護師」を加える。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第3項中「又は」を「，」に改め、「看護師」の次に「又は准看護師」を加える。

附則第1条中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。